

## 1. 地域公共交通網形成計画の策定について

### (1) 地域公共交通網形成計画策定の目的

長久手市では平成 25～26 年度に地域公共交通総合連携計画（以下、連携計画という。）の見直しを行い、第 2 次連携計画（計画期間：平成 26～30 年度）の策定を行った。

第 2 次連携計画の策定期間中は、平成 25 年 11 月 1 日に「交通政策基本法」が成立し、その後に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」の改正が成立して平成 26 年 5 月 21 日に公布されるなど、制度改正が進む変動期にあったため、第 2 次連携計画策定後においても、必要に応じて制度変更に対応していくこととし、第 2 次連携計画（78 頁）にも明記した。

#### 制度変更への対応に関して明記した内容（第 2 次連携計画 78 頁より抜粋）

さらに、本計画の策定期間中の平成 25 年 11 月 1 日に「交通政策基本法」が成立し、その後に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」の改正が成立して平成 26 年 5 月 21 日に公布されるなど、制度改正が進む変動期にある。本計画の策定後においても、国との情報交換を適宜行い、必要に応じて制度変更に対応していく。

第 2 次連携計画策定後、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」の平成 26 年 11 月 20 日施行に備え、連携計画に代わる新たな計画として「地域公共交通網形成計画（以下、形成計画という。）」の策定に関する方針等が明らかになった。

第 2 次連携計画は、「地域公共交通活性化及び再生に関する法律」改正の公布前の事前情報に基づき、まちづくりとの連携などの趣旨に沿った形で策定を行っているが、国の動向に対応した交通計画を進めるためには、最新の制度変更に沿った内容との整合を図ることが望ましいと考えられる。

そこで、第 2 次連携計画が平成 28 年度に中間見直しを迎える点と、平成 28 年 4 月に予定する Nーバスの路線見直し時期を考慮し、第 2 次連携計画に代わる新たな計画として平成 27 年度中に形成計画の策定を行うこととし、現在の第 2 次連携計画の形成計画としての対応可能性を検証し、第 2 次連携計画の内容を軸に形成計画への見直しを図る。

#### 平成 26 年 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 改正

##### 【形成計画に追加すべき事項】

- コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携
- 地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築

##### 【形成計画の作成の際に考慮すること】

- A) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保
- B) 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成
- C) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ
- D) 住民の協力を含む関係者の連携
- E) 広域性の確保
- F) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

## (2) 連携計画と形成計画の記載事項の違い

形成計画に定める項目は下表のとおりであり、連携計画と比較すると、赤字の⑤と⑧が新たに追加する事項となる。

連携計画と形成計画の記載事項の対比

連携計画	形成計画
①地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針	①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
②地域公共交通総合連携計画の区域	②地域公共交通網形成計画の区域
③地域公共交通総合連携計画の目標	③地域公共交通網形成計画の目標
④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項	④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
	⑤地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
⑤計画期間	⑥計画期間
⑥前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項	⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
	⑧記載に努める事項 ○都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項 A) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保 B) 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成 C) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ D) 住民の協力を含む関係者の連携 E) 広域性の確保 F) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

### (3) 第2次連携計画の目次と形成計画の記載事項の比較

形成計画の記載事項の多くは、第2次連携計画で示されている。

しかし、赤字部分の形成計画としての追加事項について、第2次連携計画の記載内容での対応可能性について、次頁以降に整理を行った。

第2次連携計画の目次と形成計画の記載事項の対比

No	第2次連携計画の目次	形成計画の記載事項
1	1. 地域公共交通総合連携計画について	
2	2. 本市の概況と公共交通の現状	
3	3. 上位計画・関連計画の整理	
4	4. 公共交通に対するニーズの整理	
5	5. 公共交通に関わる課題	
6	6. 交通の視点から見た将来像と目標	
	6-1. 本市の公共交通の将来像 6-2. 本市の公共交通ネットワークの将来像	①持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本的な方針
	6-3. 公共交通の将来像の実現のための基本的な役割分担	⑦前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
	6-4. 公共交通の将来像の実現に向けた計画策定の流れ	
	6-5. 地域公共交通総合連携計画の目標設定 (1) 計画区域と期間 (2) 地域公共交通総合連携計画の目標 (3) 目標の評価指標及び検証の手法	②地域公共交通網形成計画の区域 ⑥計画期間 ③地域公共交通網形成計画の目標
	6-6. 地域公共交通総合連携計画の施策の基本方針	
7	7. 計画事業の具体的検討	④前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
8	8. 計画推進体制及び評価方法の検討	⑤地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
9	9. 参考資料	
10		⑧記載に努める事項 ○都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との連携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項 A) まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保 B) 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成 C) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ D) 住民の協力を含む関係者の連携 E) 広域性の確保 F) 具体的で可能な限り数値化した目標設定

1) 「⑤地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項」について

連携計画の評価だけでなく、各年ごとの評価を行うこととし、記載事項に対応している  
ので、現在の計画を活かして策定する。

評価・改善への取組み（第2次連携計画 95頁より抜粋）

8-3. 評価・改善への取組み

(1) 各年ごとの評価

各年ごとでは、主に取り組む事業の内容について、法定協議会を通じて審議を行い、  
実施内容の評価・改善を行うこととする。その上で、事業を実施する。

また、公共交通の利用者数については、交通事業者からの実績報告を基本として経年  
変化を把握、注視するとともに、変化の状況によっては、取り組む事業の内容の評価・  
改善に反映する。

(2) 連携計画の評価

連携計画の目標の達成度合いや、取り組んだ事業の成果に対する評価は、取組みの波  
及期間を考慮して評価までの時間を確保することとし、計画期間の中間年（平成28年度、  
一部平成29年度）と最終年（平成30年度）に行うこととする。

評価の把握のために、公共交通利用者及び市民に対するアンケート調査や市民組織を  
活用した聞き取り調査等を行い、取組み結果の評価と改善点を把握して、取組みの具体  
的な改善へとつなげる。

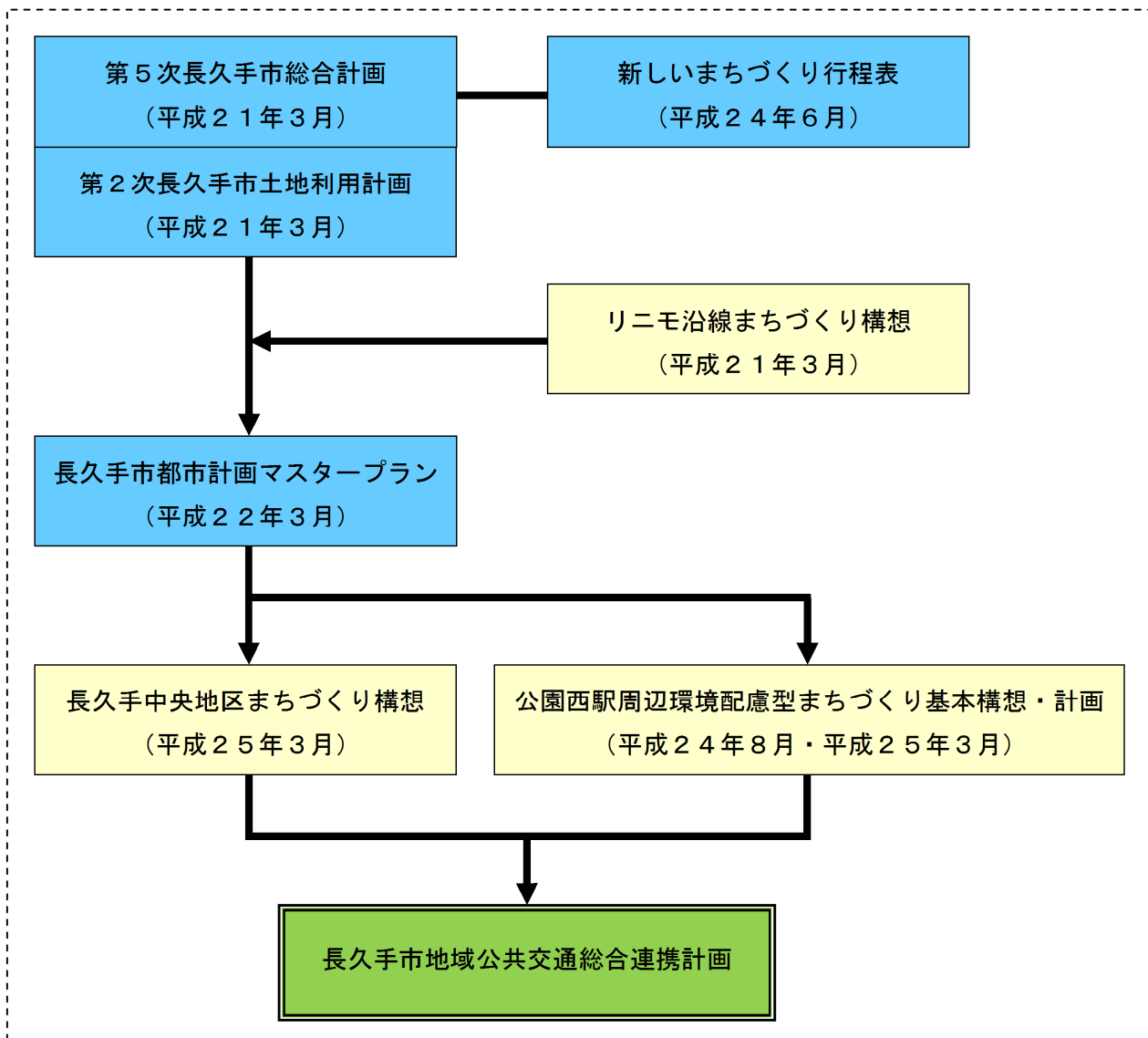
		各年ごとの評価	連携計画の評価
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携計画で取り組む事業の内容</li> <li>・公共交通利用者数の経年変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの目標指標の達成度合いの評価</li> <li>・各取組み事業の認知度、効果、満足度の評価、改善要望の把握</li> </ul>
改善の対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のサービス水準全般</li> <li>・周知、広報活動全般</li> <li>・市民参加の取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携計画の取組み事業</li> </ul>
評価 実施 年度	H 2 6	○	
	H 2 7	○	
	H 2 8	○	○
	H 2 9	○	(一部)
	H 3 0	○	○

○印：評価・改善の実施年度

2) 「⑧記載に努める事項：A)まちづくり、観光振興等の地域戦略との一体性の確保」について  
各種上位計画・関連計画を踏まえ、各種計画の構想図等を示しながら一体性を確保して  
策定し、記載事項に対応しているため、現在の計画を活かして策定する。

なお、平成27年3月に策定した第2次長久手市観光交流基本計画では、次頁のとおり、  
公共交通を含めた展開イメージが示されており、位置付けの追加について検討する。

長久手市地域公共交通総合連携計画の位置付け（第2次連携計画29頁より抜粋）



<第2次長久手市観光交流基本計画の公共交通に関わる事項>

第2次長久手市観光交流基本計画の中では、観光交流の推進方策の1つとして、以下のとおり公共交通に関わる展開イメージが示されている。

(1)ながくて「いい日常」観光の展開イメージ

市内のさまざまな観光ポイントを、「文化」や「農」等のテーマで編集し、公共交通（リニモ、N-バス等）とウォーキングや自転車を使って回遊するルートを設定します。

また、この中には、長久手のサードプレイスとなりうる場所（空間）と連携して、日常的に「いい日常」観光が体験できるルート展開イメージとして、以下のようなモデルを示します。

図表8 「いい日常」観光の展開イメージ



第2次長久手市観光交流基本計画からの抜粋

- 3) 「⑧記載に努める事項：B) 地域全体を見渡した総合的な公共交通網の形成」について  
 リニモ、路線バス、N-バスの役割を設定し、市域全体を一体で考えた計画として策定し、記載事項に対応しているため、現在の計画を活かして策定する。

公共交通の将来像（第2次連携計画 69 頁より抜粋）

## みんながつながい笑顔があふれる公共交通

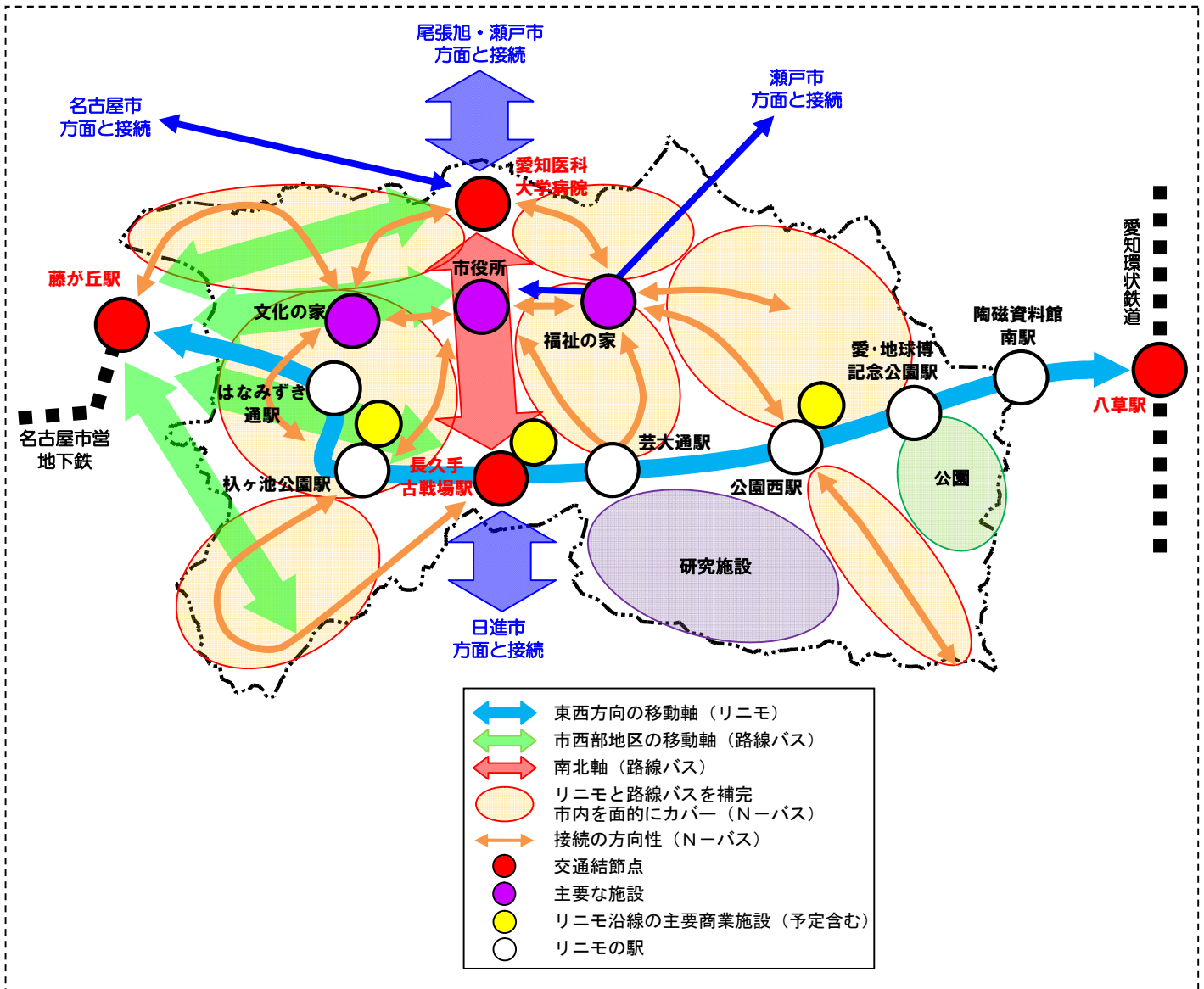
- リニモは市内外における東西方向の移動軸として活かし、路線バスは人口が集中する市西部地区を中心に市内外への移動軸とし、N-バスはリニモと路線バスを補完するとともに、市内を面的にカバーして移動利便性を高める。そして、リニモ、路線バス、N-バスが一体となった使いやすいネットワークをつくる。
- 市民は公共交通を使って生活し、人と出会い、交流を育む。交通事業者はそうした人々の生活を支え、交流を育む。行政はそうした公共交通を確保・維持する。そして、市民は公共交通を使うことで、公共交通を育み、環境へのやさしさに配慮する。
- 公共交通を担うそれぞれの主体がみんな公共交通を育むことによって、みんながつながい、交流が深まり、人々に笑顔をもたらす。



4) 「⑧記載に努める事項：C) 地域特性に応じた多様な交通サービスの組み合わせ、及びE) 広域性の確保」について

リニモ、路線バス、Nーバスで多様な交通サービスを組み合わせ、かつ隣接市への移動ニーズの対応を図る計画として策定し、記載事項に対応しているため、現在の計画を活かして策定する。

公共交通ネットワークの将来像のイメージ（第2次連携計画 70 頁より抜粋）

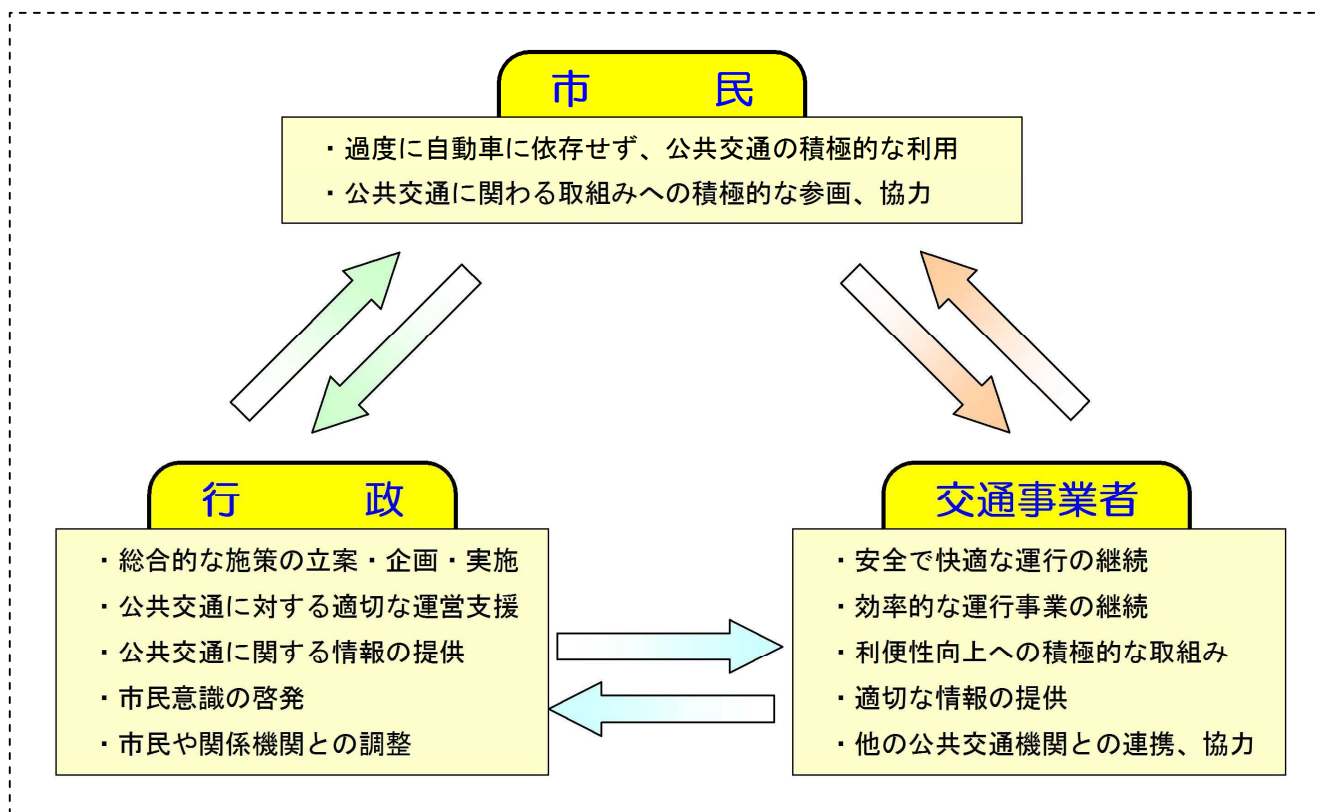




5) 「⑧記載に努める事項：D) 住民の協力を含む関係者の連携」について

関係者の役割分担に市民を位置付けるとともに、次頁に示すとおり、市民参加型の利用促進活動の展開を計画事業に組み込み、今年度より「(仮称)公共交通応援隊」を結成し取り組みを始め、記載事項に対応しているため、現在の計画を活かして策定する。

基本的な役割分担（第2次連携計画 71 頁より抜粋）



## （7）市民参加型の利用促進活動の展開

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成26～30年度
- ・事業内容：行政や交通事業者の適切な関与のもとで、市民主体の取り組みがなされる仕組みをつくり、市民目線の継続的な活動を支援する。

### ① 「市民」と「参加」の定義

市民とは、市内在住の住民のほか、市内在勤・在学の方、本市の公共交通に関する活動に取り組む方、または団体、企業等を指す。

参加とは、公共交通に関する取り組みに関わりを持つことを指す。

### ② 市民参加型の取り組み姿勢

市民参加には、以降の項目③に挙げられるように、取り組みによって目的や方向性が異なる。また、市民の意識も、主体となって取り組む側として意識と、参加する側の意識では異なってくる。

市民参加の取り組みで目指す姿は、公共交通をみんなで育む市民意識を醸成して、公共交通の利用促進を図ることにあり、その過程のひとつとして市民参加の取り組みは位置付けられる。そのため、利用促進に資するような取り組みは、行政や交通事業者の適切な関与のもとで積極的に行い、試行錯誤を繰り返しながら、市民とともに取り組みを推進する仕組みをつくりあげて定着を図っていくように努める。

6) 「⑧記載に努める事項：F) 具体的で可能な限り数値化した目標設定」について

具体的な数値目標を設定した計画として策定し、記載事項に対応しているので、現在の計画を活かして策定する。

目標達成指標と目標値（第2次連携計画 75頁より抜粋）

目標	目標とする指標	具体的な目標	現 状
①みんなで育む公共交通のまち	公共交通の利用者数	対前年度比増加	リニモ：8,331人/日平均(H25年度) 名鉄バス：1,938人/日 (H25年度) Nーバス：601人/日平均(H25年度)
	協働での取組みの市民参加意識	「利用促進活動への市民参加の賛同割合」の調査段階ごとでの増加	65歳未満：65.8% 65歳以上：48.6% 全 体：60.4% ※H25年度の市民アンケート調査結果より
		「利用促進活動の認知度」の調査段階ごとでの増加	・かわら版の発行 : 7% ・市HPでの連携計画の公開 : 10% ・新聞折り込みで見直し記事掲載 : 16% ※H25年度の市民アンケート調査結果より
②人にやさしい公共交通のまち	公共交通に対する市民意識	「公共交通利用を第一に考える」割合の調査段階ごとでの増加	65歳未満：12.6% 65歳以上：28.2% 全 体：16.9% ※H25年度の市民アンケート調査結果より
③環境にやさしい公共交通のまち	公共交通の利用回数	市民の利用回数の回答が「減った」より「増えた」が多い	リニモ：「増えた30.8%」「減った21.1%」 名鉄バス：「増えた20.7%」「減った15.7%」 Nーバス：「増えた23.8%」「減った13.6%」 ※H25年度の市民アンケート調査結果より

※1：利用者数の実績は、策定時の平成25年度の値を基準とする。なお、外的な要因で利用者の減少が見込まれる場合には、状況を考慮して評価する。

※2：リニモとNーバスは利用者実績は、交通事業者の年間運行実績より算定。名鉄バスは交通事業者の1日の実態調査実績による。リニモと名鉄バスは、市内の駅・バス停の利用者数。

※3：利用促進活動の認知度の現状は、上表の各項目それぞれ「知っていた」の回答割合。

※4：公共交通の利用回数の割合について、「増えた」は「増えた」と「やや増えた」の回答割合を合わせた割合、「減った」は「減った」と「やや減った」の回答割合を合わせた割合。ただし、「分からない」「不明」の回答を除く。

**【目標達成指標と数値目標の追加・変更について】**

上表のとおり設定した目標達成指標は、本計画の策定時の状況を踏まえて設定したものである。

本計画策定後においても、社会情勢や都市構造の変化によって、価値観が変わることが考えられ、目標とする指標にも影響することが考えられる。

そのため、計画策定後も目標とする指標や目標値の検討に取り組み、必要に応じて追加や変更を行う。追加、変更の際は、その目標値の考え方や把握の方法などについて利用者や市民に情報提供を行い、利用者や市民の意見も取り入れながら、本計画に反映していく。

#### (4) 第2次連携計画のこれまでの取組み状況と評価

形成計画の策定に活かすため、第2次連携計画策定以後の取組みと評価をまとめた。

##### 1) 第2次連携計画の評価

前頁に示す5つの具体的な目標のうち、市民アンケート調査での把握が必要となる目標値を除き、利用実績で評価が可能な「公共交通の利用者数」について評価を行った結果、名鉄バスとNーバスは達成し、リニモは未達成となっている。

名鉄バスの利用者増加は愛知医科大学病院線の新設による影響が大きく、リニモの利用者減少はH26.04からの消費税増税の駆け込み需要の反動によるものと考えられる。

市民アンケート調査で把握が必要な目標値は、来年度調査を実施し把握する予定である。

「公共交通の利用者数」の目標に対する平成26年度時点の評価

公共交通	現状：H25実績	H26実績	目標	H26時点の評価
リニモ	8,331人/日平均	8,077人/日平均	対前年度比増加	未達成
名鉄バス	1,938人/日	2,968人/日		達成
Nーバス	601人/日平均	645人/日平均		達成

##### 2) 計画事業の取組み状況

計画事業	事業概要	取組み状況・見込み
①バス路線の確保・維持	Nーバスの運行を継続	・Nーバスの運行を継続中
②バス路線の再編	バス路線を見直して運行サービスの向上	・平成28年4月からの運行開始に向けて、Nーバスの路線見直しを検討中
③交通結節点、乗継拠点の整備	「長久手古戦場駅」「愛知医大」を交通結節点として整備	・交通結節点を整備中
④バス停の待合環境整備	利用者が多い主要なバス停について、シェルター、ベンチなどの設置	・今後、設置に向けた検討を予定 ・併せて、交通事業者などへの働きかけを検討中
⑤公共交通の運賃体系のあり方の検討・ICカードの検討	運賃体系のあり方の検討、新たな収入確保のための取組みを検討	・Nーバスの運賃体系のあり方は、庁内の公共交通ネットワーク調査研究会で検討を予定 ・リニモへのICカードは平成28年春より導入を予定
⑥公共交通利用を促進する仕組みの導入	公共交通を利用した場合に、メリットが生じるような施設利用割引の導入	・施設利用割引の導入に向けた働きかけを実施中
⑦市民参加型の利用促進活動の展開	市民主体の取組みがなされる仕組みをつくり、市民目線の継続的な活動を支援	・市民主体の組織として(仮称)公共交通応援隊を結成し、公共交通活性化に向けた取組みを検討中
⑧公共交通マップの作成・更新	市内の公共交通に関する情報がわかるマップの作成・更新	・平成28年4月からのNーバス見直し路線での運行に備え、公共交通マップの更新を予定
⑨周知・広報活動の強化	公共交通の利用促進を図るため、様々な媒体を用いて周知	・平成28年4月からのNーバス見直し路線での運行に備えて、各種媒体で周知・広報を予定
⑩公共交通利用促進イベントの実施・市民参加	市内公共交通の周知及び利用拡大を図るため、公共交通に関するイベントを実施	・平成26年度に公共交通に関するシンポジウムを開催。今後も開催を予定 ・リニモについてはウォーキングなどシーズンに応じて定期的実施
⑪公共交通利用実態調査	公共交通の利用状況を把握するため、公共交通の利用実態調査やアンケート調査を実施	・現第2次連携計画の評価年として位置付けている中間年(H28)と最終年(H30)に調査を実施予定

## (5) 形成計画策定にあたっての第2次連携計画からの変更箇所(案)

### 5-1) 形成計画の目標設定(第2次連携計画73~75頁)

計画区域については、第2次連携計画と同様に市全域とする。

計画期間については、今年度中に形成計画の策定を目指すことを踏まえ、第2次連携計画の平成26~30年度を改め、平成28~30年度とする。

目標については、公共交通の将来像と公共交通ネットワークの将来像を継承することや、計画期間の最終年度を変更しない点を踏まえ、第2次連携計画で掲げた目標を継承する。

- 1) 計画区域：市全域
- 2) 計画期間：平成28年度~平成30年度
- 3) 形成計画の目標
  - ①「みんなで育む公共交通のまち」の実現
  - ②「人にやさしい公共交通のまち」の実現
  - ③「環境にやさしい公共交通のまち」の実現

目標達成指標と目標(第2次連携計画より抜粋)

目標	目標とする指標	具体的な目標	現 状 (平成25年度)
①みんなで育む公共交通のまち	公共交通の利用者数	対前年度比増加	リニモ：8,331人/日平均 名鉄バス：1,938人/日 Nーバス：601人/日平均
	協働での取組みの市民参加意識	「利用促進活動への市民参加の賛同割合」の調査段階ごとでの増加	65歳未満：65.8% 65歳以上：48.6% 全 体：60.4%
		「利用促進活動の認知度」の調査段階ごとでの増加	・かわら版の発行 : 7% ・市HPでの連携計画の公開 : 10% ・新聞折り込みで見直し記事掲載 : 16%
②人にやさしい公共交通のまち	公共交通に対する市民意識	「公共交通利用を第一に考える」割合の調査段階ごとでの増加	65歳未満：12.6% 65歳以上：28.2% 全 体：16.9%
③環境にやさしい公共交通まち	公共交通の利用回数	市民の利用回数の回答が「減った」より「増えた」が多い	リニモ：「増えた30.8%」「減った21.1%」 名鉄バス：「増えた20.7%」「減った15.7%」 Nーバス：「増えた23.8%」「減った13.6%」

### 5-2) 形成計画の施策の基本方針(第2次連携計画76~77頁：変更なし)

改正された「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」において、形成計画に追加すべき事項とされる「まちづくりとの連携」「面的な公共交通ネットワークの再構築」の要素を踏まえた方針となっているので、第2次連携計画で掲げた基本方針を継承する。

- ① 人々の生活を支える交通移動を提供し続ける
- ② 地域ニーズに配慮しながら、互いに連携した利便性の高い公共交通ネットワークをつくる
- ③ みんなで意識して、環境にやさしい公共交通利用を進める
- ④ まちづくりと連携した公共交通体系をつくる
- ⑤ 市民とともに、公共交通の利用促進に取り組む

### 5-3) 計画事業

#### ① バス路線の確保・維持（第2次連携計画 81 頁）

N-バスの運行維持は不可欠であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、バス事業者、長久手市
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：リコモや路線バスの公共交通路線網を補完し、市内の移動を面的にカバーするため、N-バスの運行を継続する。

#### ② バス路線の再編（第2次連携計画 81～84 頁）

N-バスの路線見直しを踏まえた運行を、平成28年4月からを予定し取り組んでいる最中であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、バス事業者、長久手市
- ・~~検討・実施：平成26～27年度~~
- ・継続：平成28～30年度
- ・事業内容：都市構造の変化や移動ニーズに対応した公共交通ネットワークを構築するためバス路線を見直して運行サービスの向上を図る。

#### ③ 交通結節点、乗継拠点の整備（第2次連携計画 85 頁）

「長久手古戦場駅」と「愛知医大」の交通結節点は、実施スケジュールに沿って取り組んでいる最中であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：長久手市、商業事業者等、交通事業者
- ・検討・実施：平成~~26~~28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：「長久手古戦場駅」「愛知医大」を交通結節点として整備する。

#### ④ バス停の待合環境整備（第2次連携計画 86 頁）

バス停の待合環境については、第2次連携計画策定以後において改善実績はなく、引き続き取り組む必要があるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：長久手市、バス事業者、市民
- ・検討・実施：平成~~26~~28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：利用者が多い主要なバス停について、シェルター、ベンチなどの設置を行う。また、待合客の安全確保に取り組む。

⑤ 公共交通の運賃体系のあり方の検討 ~~・I Cカードの検討~~ (第2次連携計画 87 頁)

運賃体系のあり方は、今後公共交通ネットワーク調査研究会において検討を進めることを予定しており、実施期間を変更し事業を継続する。

また、I Cカード導入の検討はリコモにおいて平成28年春に導入される予定であるので、項目名称から削除するとともに、計画書内の「I Cカード導入の検討」に関する記載事項を削除する。なお、補足としてリコモにI Cカード導入が導入された（または予定である）ことを明記する。

- ・実施主体：交通事業者、長久手市、市民
- ・検討・実施：平成~~26~~28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：運賃体系のあり方の検討、新たな収入確保のための取組みを検討する。

⑥ 公共交通利用を促進する仕組みの導入 (第2次連携計画 88 頁)

利用促進の取組みは、公共交通ネットワーク調査研究会や(仮称)公共交通応援隊で取組みを始めている最中であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：交通事業者、商業事業者等、長久手市
- ・検討・実施：平成~~26~~28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：公共交通を利用した場合に、メリットが生じるような割引切符の導入について取り組む。

⑦ 市民参加型の利用促進活動の展開 (第2次連携計画 89～90 頁)

市民参加型の活動として(仮称)公共交通応援隊を結成して取組みを始めるなど、今後も継続する必要があるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：行政や交通事業者の適切な関与のもとで、市民主体の取組みがなされる仕組みをつくり、市民目線の継続的な活動を支援する。

⑧ 公共交通マップの作成・更新 (第2次連携計画 91 頁)

平成28年4月のNーバス路線見直しにおいて、マップ作成の必要性があるので、実施期間を変更し事業を継続する。

また、第2次長久手市観光交流基本計画で位置付けられる公共交通・ウォーキング・自転車を使った回遊ルートが設定された際は、マップによる情報提供を検討する。

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成~~26~~28年度
- ・継続：平成29～30年度
- ・事業内容：市内の公共交通に関する情報がわかるマップの作成・更新を行う。

⑨ 周知・広報活動の強化（第2次連携計画 92 頁）

Nーバスの路線見直し、公共交通ネットワーク調査研究会や(仮称)公共交通応援隊での取組みなどの周知には、周知・広報活動の多様化・拡大が必要であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：公共交通の利用促進を図るため、様々な媒体を用いることにより周知を図る。

⑩ 公共交通利用促進イベントの実施・市民参加（第2次連携計画 93 頁）

周知・広報活動の一環として、イベント開催とイベントを通じた周知は継続することが必要であるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、交通事業者、愛知県、長久手市
- ・検討・実施：平成28～30年度
- ・事業内容：市内公共交通の周知及び利用拡大を図るため、公共交通に関するイベントを実施する。

⑪ 公共交通利用実態調査（第2次連携計画 93 頁）

今後の第2次連携計画の中間年度や最終年度の評価には、公共交通利用実態調査を実施し把握する必要があるので、実施期間を変更し事業を継続する。

- ・実施主体：市民、長久手市、交通事業者
- ・検討・実施：平成~~26~~28～29年度
- ・事業内容：事業の実施前と実施後の公共交通の利用状況を把握するために公共交通の利用実態調査やアンケート調査を行う。

5-4) 計画推進体制及び評価方法（第2次連携計画 94～95 頁）

計画事業の推進は、実施主体が中心となること、評価方法は取組み結果を分析の上で、法定協議会「長久手市地域公共交通会議」での審議を経ることについては、形成計画においても継承する。

評価スケジュールについても、平成28年度以降については形成計画において継承する。

		各年ごとの評価	形成計画の評価
評価項目		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携計画で取り組む事業の内容</li> <li>・公共交通利用者数の経年変化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3つの目標指標の達成度合いの評価</li> <li>・各取組み事業の認知度、効果、満足度の評価、改善要望の把握</li> </ul>
改善の対象		<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通のサービス水準全般</li> <li>・周知、広報活動全般</li> <li>・市民参加の取組み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連携計画の取組み事業</li> </ul>
評価 実施 年度	H28	○	○
	H29	○	(一部)
	H30	○	○

○印：評価・改善の実施年度



## 2. 地域公共交通網形成計画の策定スケジュール

形成計画の策定に向けたスケジュールは、以下の予定で進める。

今回の会議における変更箇所の確認と12月の次回会議で形成計画の素案の確認を経て、1～2月に予定するパブリックコメントを行い、市民意見を反映の上で3月の地域公共交通会議で形成計画(案)の承認を目指し、4月以降の公表を予定する。

年月		スケジュール
平成 27 年度	第34回会議 (9月25日)	制度上の変更と変更箇所の提示
	第35回会議 (12月)	形成計画(素案)の提示
	(1～2月)	パブリックコメントの実施
	第36回会議 (3月)	形成計画(案)の提示⇒最終承認を目指す
平成 28 年度	4月～	形成計画の公表